

職員自らの非常用食糧の備蓄（職員備蓄）の推進について

平成 27 年 10 月

総務部防災推進課

1 趣 旨

東日本大震災の教訓から石巻市地域防災計画において、市民・事業所における非常用食糧備蓄の推進を図ることとしており、本市においても職員自らが非常用食糧を職場において備蓄する取り組みを実施することにより、本市の防災力向上に寄与するとともに、職員の防災意識の向上を図る。

2 課題と現状

平成 23 年度に実施した職員備蓄による非常用食糧が、平成 28 年 2 月に賞味期限切れとなる。

また、東日本大震災の経験から、災害発災後に職員自ら食糧を調達することが困難であることや、必要量が確保できないときは、市民や職員への供給ができないことも想定される場所である。

3 備蓄の推進方針

それぞれの職員が準備することを基本に、全職員を対象とした職場（家庭を含む）における職員自らの非常用食糧の備蓄に取り組む。

4 備蓄の内容

東日本大震災の初動体制を考慮して、一人当たりの職員備蓄目標は 2 日～3 日分とし、非常用食糧と飲料水を備蓄することを基本とする。

また、非常用食糧は、ライフラインの寸断を想定し、水やお湯を使用せずそのまま食することができるものであり、賞味期限はできるだけ長期保存（賞味期限 5 年）できるものとする。飲料水についても長期保存（賞味期限 5 年）可能なものとする。

5 具体的な取り組み

全庁的な取り組みを呼びかけ、各自での購入のほか、購入斡旋について前回同様に市職員厚生会を通じて実施する。

なお、今年度斡旋する備蓄品については、市内業者が地元食材を活用して開発した製品の提案があったことから、次のとおりとする。

・白ご飯（食塩付き）2 食 ・わかめご飯 1 食 ・ひじきご飯 1 食 ・五目ご飯 1 食
・パン 1 食 ・飲料水（500ml ペットボトル）3 本 価格：2,000 円（税込）

※上記の内容を 1 セット毎に職員ロッカーに収納できるサイズの段ボール入りで納品

6 その他

職員備蓄については、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に鑑み、職員自らの判断により備蓄を促すものであり、職場に加え家庭における備蓄についても、全職員に呼びかけ、推進を図る。